中野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

令和3年11月 中野市

目次

中里	野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン ペー	-ジ
1	目的	. 1
2	定義	. 1
3	対象地域	. 1
4	設置を避けることが望ましい区域	. 1
5	事業計画時の配慮事項	. 2
6	事業実施にあたっての事前協議	. 2
7	事業説明会の実施	. 2
8	事業計画の届出	. 3
9	設置工事着手の届出	. 3
10	設置工事完了の届出	. 3
11	施工管理	. 3
	維持管理	
13	事業の変更及び中止並びに事業継承の届出	. 4
14	事業の廃止及び施設の撤去等	. 4
	協議及び協力	
	再エネ特措法の関係法令違反による情報提供	
17	その他	. 5
適月	月	. 5
事前	前協議書	. 6
事業	巻計画書	. 7
説明	月会実施状況調書	. 8
設置	置工事着手届	. 9
設置	置工事完了届	10
事業	と変更(中止)届	11
事業	業廃止に伴う事前協議書	12
事業	業廃止届	13
別清	長(市に提供する書類について)	14

1 目的

本ガイドラインは、市内において太陽光発電施設を設置する者が、用地の選定から当該発電施設の廃止に至るまで、安全や生活環境及び自然環境に配慮するとともに、市及び地域住民に対して事業計画を明らかにし、市民が持つ事業に対する不安感を解消するために必要な事項を定め、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を目的とする。

なお、太陽光発電以外の再生可能エネルギーを活用した発電事業については、本 ガイドラインを参考に市民への説明を行い、良好な関係を構築することが望ましい。

2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業:太陽光発電を行うための用地の選定から太陽光発電事業を廃止し、施設を撤去するまでの行為をいう。
- (2) 施設:定格出力が 20 キロワット以上の太陽光発電施設をいう。ただし、建築物の屋根に設置するものを除く。
- (3) 事業者:発電施設を設置する者及び当該発電施設により発電事業を行う者をいう。
- (4) 計画区域:施設の設置が計画される区域をいう。
- (5) 地域住民:計画区域が所在する行政区内の土地及び家屋の所有者、居住者、借地者及び隣接する自治会に所属する関係住民をいう。
- (6) 再エネ特措法:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)をいう。
- (7) 説明会:事業者が、地域住民に対して行う説明会又は戸別訪問による説明のほか、事業内容が地域住民に最もわかりやすく伝わる形で説明することをいう。

3 対象地域

本ガイドラインは、市内全域を対象とする。(中野市自然保護条例で定める中野市 自然休養地を含む。)

4 設置を避けることが望ましい区域

次の区域への施設の設置は、災害の発生が予想され、地域住民の生活環境に著しく影響を及ぼす恐れがあることから、候補地として選定しないことが望ましい。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)における土砂災害特別警戒区域内

- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3 条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 上記(1)から(4)の項目に該当する区域付近や計画区域の下流域に土砂災害特別警戒区域等が指定されている区域

5 事業計画時の配慮事項

事業者は、事業を計画する場合に法令等の規定に抵触することのないよう、事業者の責任において関係法令をはじめ、環境省、資源エネルギー庁、長野県が発出しているガイドライン等を確認するとともに、次の項目に配慮して、地域住民との良好な関係構築に努めること。

- (1) あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制や災害対応及び災害復日マニュアルを整備すること。
- (2) 事業の一部を中野市内の業者又は住民に発注する等、持続可能な地域づくりに留意すること。
- (3) 上記のほか、騒音、振動、光害等地域住民の健康又は生活環境に影響をおよぼすおそれがある事項について、適切な対応をとること。

6 事業実施にあたっての事前協議

事業者は、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請をする前に、事前協議書(様式第1号)を市に届け出て事前協議を行うこと。

7 事業説明会の実施

事業者は、施設を設置しようとする場合、その計画の概要が明らかとなった時点で地域住民に対して、事業計画に関する説明会を実施し、事業内容を周知するよう努めること。

説明会の規模、実施回数、会場及び実施方法については、区長等地域住民の代表者と調整のうえ進めること。

また、事業者は、事業計画について説明をする際、次に掲げるものを参考にし、事業内容や防災対策に対する地域住民の不安を払拭するとともに、事業に対する理解を十分得ること。

- (1) 事業者の会社概要及び施工実績
- (2) 施設の概要及び事業計画
- (3) 景観や生活環境の保全対策

- (4) 施設設置工事の施工方法
- (5) 災害防止対策
- (6) 安全対策
- (7) 事業廃止後の撤収又は継続計画

8 事業計画の届出

事業者は、事業計画に関する説明会実施後、事業計画書(様式第2号)に説明会 実施状況調書(様式第3号)を添付して設置工事着手届を提出する 30 日前までに市 に届け出ること。

説明会実施状況調書には、説明会で出された意見や要望、事業者の説明についての議事録、参加者の自署の名簿や記録写真等実施状況がわかるものを添付すること。また、地域住民から求められた場合は、災害防止対策、良好な景観及び生活環境の保全に関する事項について、区長等地域住民の代表者と協定の締結をすること。

なお、施設のうち、発電出力が1メガワット以上のものについては、市に対しても協 定を締結すること。

9 設置工事着手の届出

事業者は、施設の設置に着手する日の7日前までに、設置工事着手届(様式第4号)を市に届け出ること。

10 設置工事完了の届出

事業者は、設置工事が完了した日から 15 日以内に、設置工事完了届(様式第5号) を市に届け出ること。

11 施工管理

事業者は、計画、関係法令及び条例の規定に従い施工し、防災、環境保全、景観保全を考慮したうえで事業を進めること。また、次に掲げる項目に配慮し、地域住民の生活環境を保全すること。

- (1) 設置工事において、土砂流出ほか、工事による周辺地域の安全を損なわないための対策をとること。
- (2) 設置工事中の責任の所在を明らかにする標示板を掲示し、トラブルが発生した場合は、誠実な対応をとること。
- (3) 施設の設置に伴い発生した廃棄物については、周辺環境に影響がないよう、適切な処理を行うこと。

12維持管理

事業者は施設の完成後、次に掲げる項目に配慮し、事業を進めること。

- (1)維持管理の責任を明らかにする標示板を施設の出入り口等に掲示し、トラブルが発生した場合は、誠実な対応をとること。
- (2) 施設の適正な維持管理のほか施設内の除草作業等を定期的に実施するなど、 近隣の生活環境に影響がないように努めること。
- (3) 雨水等による土砂流出のほか、災害防止対策に努めること。

13 事業の変更及び中止並びに事業継承の届出

事業者は軽微なものを除き、事業を変更及び中止並びに事業を継承するときは、 事前に市と協議を行うこと。また、必要に応じ地域住民に対して説明会を実施し、説明 会実施調書(様式第3号)を作成すること。なお、作成した調書は、事業変更(中止)届 (様式第6号)を届け出る際に添付すること。

14 事業の廃止及び施設の撤去等

事業者が事業を廃止しようとするときは、撤去作業を行う1か月前までに市と協議を行い、事業廃止に伴う事前協議書(様式第7号)を届け出ること。その際、必要に応じて地域住民に対して説明会を実施し、説明会実施調書(様式第3号)を作成のうえ、当該協議書に添付すること。

また、施設の撤去作業又は現状復旧作業の完了後、事業廃止届(様式第8号)を届け出ること。なお、撤去に伴い排出される廃棄物の処理については、関係法令等を遵守し、適正に処理すること。

事業者は、再エネ特措法の規定を遵守し、事業者の売電収入から源泉徴収的に積立金を差し引く方法により外部積立を行い、撤去費用に充てること。

15 協議及び協力

事業者は、事業に関して市及び地域住民から災害対策、生活環境、景観について協議の申し出があったときは、必要な協議に応じ、地域住民の疑問や不安感を払しょくすること。また、市及び地域住民が実施する環境行事や環境学習に積極的に協力し、地域振興に努めること。

16 再エネ特措法の関係法令違反による情報提供

市は、再工ネ特措法の認定事業者が遵守すべき法令及び条例に違反していると判断した場合、事業者に対し、文書による指導、勧告、命令等により改善するよう通知するとともに、通知内容を関東経済産業局へ情報提供する。

17 その他

このガイドラインは、今後の社会情勢の変化により随時見直すこととする。

適用

このガイドラインは令和4年4月1日から適用する。

(様式第1号)

事前協議書

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

中野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、事前協議をします。

1	計画区域の所在			
2	計画区域の面積			
3	施設の規模 (定格出力・築造面積等)			
4	土地所有者住所氏名 (土地取得予定年月日)			
5	工事着手予定年月日			
6	指定区域該当の有無	有(指	定区域名)•無
7	説明会の予定	有·	無	
8	その他必要な事項 (他法令の許認可等)			
*	次の欄は、「7」の項目で、 囲を記載し、「無」の場合は			

事業計画書

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

中野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、次のとおり事業を計画していますので、届出ます。

	(
1	計画区域の所在					
2	計画区域の面積					
3	施設の規模 (定格出力・築造面積等)					
4	土地所有者住所氏名 (土地取得予定年月日)					
5	工事期間		年 年	月 月	日から 日まで	
6	指定区域該当の有無	有()	·無
7	住民説明会実施日時 (無の場合はその旨を記載)					
8	その他必要な事項 (他法令の許認可等)					

事業を進めるにあたり、地域住民と良好な関係を構築し、持続可能な地域づくりを進めていきます。

また、事業を進めるにあたり生じた問題に対して真摯に対応していきます。

説明会実施状況調書

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

調書のとおり説明会を実施し、事業内容について理解をいただきました。説明会で出された意見や要望については、改めて検討し事業に反映させていくよう努めます。

	1 - 1 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1	 - 10444 - 4	//tt // // // -	191//	- 9.70
1	開催日時 (訪問期間)				
2	開催場所				
3	参集範囲 (訪問範囲)				
4	出席者数 (訪問者数)				
5	説明内容 (説明項目)				
6	出席者からの 意見、要望及 びそれに対す る見解				

(様式第4号)

設置工事着手届

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所 氏 名

電話番号

事前手続きが完了し、施設の設置工事に着手しますので届出ます。

1	計画区域の所在	
2	着手日	
3	完了予定日	
4	関係区との協定 (締結している場合に記載)	締結日
5	市との協定締結日 (締結している場合に記載)	

工事期間中は、施工体制及び緊急連絡体制を定め、標示板により周知し責任の所在を明らかにしたうえで、着手します。

(様式第5号)

設置工事完了届

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

施設の設置工事が完了しましたので届出ます。

1	施設の所在	
2	完了日	
3	施設の稼働日	

(様式第6号)

事業変更(中止)届

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり事業を変更・中止します。

,		1 2 3 7 6
1	施設の所在	
2	変更(中止)年月日	
3	変更(中止)の理由	
4	変更の内容	
5	説明会の予定	有・無

- ※ 必要に応じて、説明会実施状況調書(様式第3号)を添付すること。
- ※ 事業継承は、「4」の欄に継承先について記載すること。

(様式第7号)

事業廃止に伴う事前協議書

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり事業廃止を考えていますので、事前協議をします。

1	施設の所在	
2	廃止予定年月日	
3	廃止の理由	
4	撤去完了予定年月日	
5	撤去及び処分の方法	
6	廃止後の土地利用	
7	説明会の予定	有・無

(様式第8号)

事業廃止届

年 月 日

中野市長 様

事業者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり施設の撤去が完了しましたので、事業を廃止します。

1	撤去完了場所	
2	廃止年月日	
3	撤去完了年月日	

別表(市に提供する書類について)

事前協議書 (様式第1号) 事業計画	再エネ特措法の提出前	(1) 位置図(2) 地籍図(地番及び所有者を記入)(3) 土地利用計画(縮尺が1/1000以上)	
事業計画		(3) 土地利用計画(縮尺が1/1000以上)	
事業計画		(3) 工程刊刊刊	
事業計画		(4) 会社概要	
	説明会終了後。	(1) 工事施工計画(工事工程)	
(様式第2号)	設置工事着手届の30日前	(2) 施工業者との連絡体制	
	までに提出	(3) 再エネ特措法における事業認定書等の写し	
		(4) 説明会実施状況調書(様式第3号)	
		(5) 地域住民・市との協定書	
		(6) 設計図(平面、立面、断面図及び配線図)	
		(7) 排水計画図・排水施設構造図(平面、立面及び断面 図)	
		(8) 災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・復旧に関するマニュアル	
		(9) 関係法令による許認可・届出等の写し	
設置工事着手届 (様式第4号)	施設の設置工事に着手するとき。 (工事着手の7日前まで)	(1) 関係法令による許認可・届出等の写し	
設置工事完了届 (様式第5号)	施設の設置工事が完了した日から15日以内。 (運転開始後速やかに)	(1) 現場写真(工事着工前及び竣工後)	
事業変更(中止)届	事業を変更及び中止並び	(1) 位置図	
(様式第6号)	に事業継承するとき。	(2) 地籍図(地番及び所有者を記入)	
		(3) 土地利用計画図(1/1000以上で変更・中止がわかるもの)	
		(4) 設置計画図面(変更・中止がわかるもの)	
		(5) 排水計画・排水施設構造図(変更・中止がわかるもの)	
		(6) 関係法令による許認可・届出等の写し	
		(7) 説明会実施状況調書(様式第3号)	
		(8) 継承事業者の概要がわかるもの	
事業廃止に伴う事前	事業を廃止するとき。	(1) 位置図	
協議書	(撤去作業開始の1か月前	(2) 地籍図(地番及び所有者を記入)	
(1 2 - 4 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	まで)	(3) 説明会実施状況調書(様式第3号)	
(様式第7号)			
事業廃止届	施設の撤去及び現状復旧	(1) 位置図	
	施設の撤去及び現状復旧 が完了したとき。	(1) 位置図 (2) 地籍図(地番及び所有者を記入)	

※各届出ともに、状況に応じて市長が必要と認める追加資料が必要な場合があります。